

PwC Japan Tax Newsletter

税理士法人プライスウォーターハウスクーパースは、全世界 150 か国に 146,000 人のスタッフを擁する世界最大級の会計事務所プライスウォーターハウスクーパース(PwC)の日本におけるメンバーファームです。日本最大級のタックスアドバイザーとして、公認会計士、税理士等約 530 人のスタッフからなる専門家集団であり、そのうち約 100 名が金融部に所属しています。

私どもが提供しておりますニュースは、概略的な内容をご紹介しているにすぎません。個別案件への対応、またはより専門的な案件への取り組みに際しましては、ぜひ私どもの金融部を皆様のよきパートナーとしてご利用ください。

新日仏租税条約の発効

2007 年 12 月 1 日、日本とフランスとの間の租税条約の内容を部分的に改める「所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とフランス共和国政府との間の条約を改正する議定書」が発効しました。これにより、1996 年に発効した日仏租税条約(以下、「旧条約」といいます)が部分的に改正されることとなりました。

改正後の日仏租税条約(以下、「新条約」といいます)については、2007年2月に発行した本ニュースでその内容を紹介いたしました。今回は、上記議定書の発効に伴い、新条約の主として投資所得に関する減免措置の概要および適用開始時期を再度ご紹介いたします。

税理士法人プライスウォーターハウスクーパース
金融部
〒100-6015
東京都千代田区霞が関3丁目2番5号
霞が関ビル15階
電話：03-5251-2400(代表)
<http://www.pwc.com/jp/tax>

*connectedthinking

© 2008 税理士法人プライスウォーターハウスクーパース
プライスウォーターハウスクーパースとは、税理士法人
プライスウォーターハウスクーパース、または、プライス
ウォーターハウスクーパースのグローバルネットワーク、
ないしはそのメンバーファームを指しています。個々の
組織は分離独立した法的組織となっています。

各所得に対する課税の減免と特典条項

各所得に対する課税の減免

新条約では、配当、利子、使用料についての源泉地国における限度税率がそれぞれ次の表のように改正されました。なお、譲渡所得条項については、旧条約から実質的な変更はなされていません。

(1) 配当

配当を支払う法人が日本の居住者である場合

	改正前		改正後		
	受益者	限度税率	受益者	限度税率	
親子会社間配当	配当支払法人の議決権株式の15%以上を6月以上直接所有する法人	適格居住者	免税	配当支払法人の議決権株式の15%以上を6月以上直接所有する法人(※)	免税
		居住者だが適格居住者でない場合	5%	配当支払法人の議決権株式の25%以上を6月以上直接または間接に所有する法人(※)	
上記以外	15%		10%		

(※) 特定目的会社および投資法人(支払配当の損金算入が認められる法人)が支払う配当については適用がなく、一般の配当として10%の限度税率が適用されます。

配当を支払う法人がフランスの居住者である場合

	改正前		改正後		
	受益者	限度税率	受益者	限度税率	
親子会社間配当	配当支払法人の発行済株式の15%以上を6月以上直接または間接に所有する法人	適格居住者	免税	配当支払法人の発行済株式の15%以上を6月以上直接または間接に所有する法人	免税
		居住者だが適格居住者でない場合	5%	配当支払法人の発行済株式の10%以上を6月以上直接または間接に所有する法人	5%
上記以外	15%		10%		

(2) 利子

改正前		改正後	
受益者	限度税率	受益者	限度税率
政府、中央銀行等	免税	政府、中央銀行等 銀行、保険会社、証券会社等	免税
上記以外	10%	上記以外	10%

(3) 使用料

改正前	改正後
10%	免税

特典条項

旧条約においては、受益者が相手国の居住者であれば、条約の特典(租税の減免等)を定める各条項の要件を満たすことにより、租税条約の特典を受けることができました。新条約では、投資所得に対する源泉地国免税の範囲が拡大したことから、条約特典の濫用を防止するため、事業所得、配当(免税となるもの)、利子(免税となるもの)、使用料、譲渡所得、そのほかの所得に関して条約の特典を受けるためには、受益者が特典条項に定められた所定の条件を満たさなければならないこととされました。

匿名組合

新条約では、匿名組合契約そのほかこれに類する契約に関連して匿名組合員が取得する所得または収益に対して、源泉地国においてその国の法令に従って租税を課すこととする条項が新たに設けられました。したがって、今後、日本の営業者がフランスの匿名組合員に対し匿名組合利益を分配する場合には、国内法に従い、20%の源泉所得税が課されることとなります。

適用開始時期

新条約の適用開始時期は、次のとおりとなります。

	フランス	日本
源泉徴収される租税	2008年1月1日以後に課税されるもの	2008年1月1日以後に課税されるもの
源泉徴収されない所得に対する租税	2008年1月1日以後に開始する各暦年または各事業年度に関する所得	2008年1月1日以後に開始する各課税年度の所得
そのほかの租税	2008年1月1日以後に生ずる課税事象にかかわる課税	2008年1月1日以後に開始する各課税年度の租税

より詳しい情報につきましては下記担当者にご連絡ください。

税理士法人プライスウォーターハウスクーパース

金融部

〒100-6015

東京都千代田区霞が関3丁目2番5号

霞が関ビル15階

電話：03-5251-2400(代表)

<http://www.pwc.com/jp/tax>

パートナー	藤本幸彦	03-5251-2423	sachihiko.fujimoto@jp.pwc.com
	大石克洋	03-5251-2565	katsuyo.oishi@jp.pwc.com
	松田結花	03-5251-2556	yuka.matsuda@jp.pwc.com
	飯村鉄雄	03-5251-2834	tetsuo.iimura@jp.pwc.com
	鬼頭朱実	03-5251-2461	akemi.kitou@jp.pwc.com
	高木宏	03-5251-2788	hiroshi.takagi@jp.pwc.com
	レイモンド・カーン	03-5251-2909	raymond.a.kahn@jp.pwc.com
	スチュアート・ポーター	03-5251-2944	stuart.porter@jp.pwc.com
マネージング・ディレクター	マーク・リム	03-5251-2867	lim.marc@jp.pwc.com
シニア・マネージャー	中村賢次	03-5251-2589	kenji.nakamura@jp.pwc.com
	川崎陽子	03-5251-2450	yoko.kawasaki@jp.pwc.com
マネージャー	齋木信幸	03-5251-2570	nobuyuki.saiki@jp.pwc.com
	箱田晶子	03-5251-2486	akiko.hakoda@jp.pwc.com
	佐々木真美	03-5251-2471	mami.sasaki@jp.pwc.com
	今村恭子	03-5251-2855	kyoko.imamura@jp.pwc.com
	松永智志	03-5251-2586	satoshi.matsunaga@jp.pwc.com
	遠山壮一	03-5251-6212	soichi.toyama@jp.pwc.com
	野中貴史	03-5251-2417	takashi.nonaka@jp.pwc.com
	鈴木宏子	03-5251-2156	hiroko.x.suzuki@jp.pwc.com
	ダニエル・ルーツ	03-5251-6640	daniel.lutz@jp.pwc.com